



学校法人 別府大学

真理はわれらを自由にする  
- Veritas Liberat -

学校法人別府大学教育研究振興資金  
募金趣意書



# ごあいさつ

## 学校法人別府大学教育研究振興資金の募金にあたって

学校法人別府大学は、母体であります豊州女学校が1908年に創設されてから百有余年、別府大学の前身であります別府女子大学が1950年に開学してから70年ほどの歴史を持ち、現在では、大学院、大学、短期大学、高等学校、中学校、県下で唯一の小学校、二つの幼稚園、二つの保育園を有する総合的な学園として発展するとともに、これまで多くの人材を輩出してきております。

また、平成30年に創設110周年を迎えるにあたり、平成28年度に別府大学の創設者であります佐藤義詮先生の名を冠した「佐藤義詮記念館」が完成し、これまでの学園の歴史をふり返るとともに、新たな歴史を刻もうとしています。

これもひとえに皆様方のご支援の賜物と感謝申し上げます。

さて、本学園では将来を担う学生、子どもたちに対し、教育の質の充実と安全・安心でかつ快適で機能的な教育環境の整備を図るとともに、地域との連携を図りながら地域に貢献できる学園づくりを推進するため、平成29年度から新たな中期計画（第2期中期計画）を策定しました。今後は、この計画に基づいて、持続的に安定した学校経営を行いながら、建学の精神「真理はわれらを自由にする」のもと、人材の育成、教育活動を進めてまいることとしています。

一方、学園を取り巻く環境は、少子化の進行とともに一層厳しさを増していますが、新たな中期計画を着実に実行するため、学園の教職員が丸となって教育改革、経営の合理化等を進め、学生、生徒等が勉学や諸活動において充実した日々を送ることができるよう頑張っております。

つきましては、学園のさらなる発展のため、教育研究・施設設備の充実及び教育活動の支援のための「教育研究振興資金」の募金に、皆様方の温かいご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



学校法人別府大学  
理事長 二宮 滋夫

## 教育研究振興資金募金要項

- 募金目標額 5億円
- 募金期限 平成30年3月
- 募金金額
  - 個人 1口3千円
  - ※本募金は任意ではございますが、趣旨をご理解いただき、1口以上のご協力をお願いいたします。
  - 法人 金額は定めておりません。
- 募金対象  
学生・生徒・児童・園児及びその保護者、卒業生、賛同者、教職員、団体、企業、法人 等

# 寄付金の使い道について

皆様からの寄付金は、学校法人別府大学の設置校において、より良い教育を提供するために使用されます。

## 学校法人別府大学設置校

- 別府大学大学院
- 別府大学短期大学部
- 明星小学校
- 明星幼稚園
- 境川保育園
- 別府大学
- 明豊中・高等学校
- 附属幼稚園
- 附属看護専門学校
- 春木保育園



## 特色ある教育の充実

- 建学の精神に基づいた特色ある教育の実施
- 個々の学生等に対応した修学指導の実施
- 学生の就職支援
- 国際交流の推進（留学支援等）
- 体育・文化活動の振興
- 地域に貢献できる人材の育成 など

## 特色ある研究の充実

- 大学院・大学・短大における研究・創作活動の充実
- 学生の研究活動の支援
- 全国レベルの重点研究拠点の整備
- 知的資源の地域への活用
- 公開講座の開催 など



## 校舎や園舎など施設整備の充実

- 大規模災害に備えた耐震強化の促進
- 防災・防犯機能の強化
- 新学生寮の建築
- バリアフリー化の推進
- 空調機の更新・トイレなどの改修 など

## 教育研究活動における設備整備の充実

- 教育研究に必要な専門設備の整備
- 教室の机・椅子等の設備整備
- 体育・文化活動のための設備整備
- 教育用図書の購入
- 遊具等の整備
- 情報セキュリティ対策の強化 など



# 寄付金に対する免税措置

## ◆個人の場合

学校法人別府大学は、文部科学省より特定公益増進法人の証明を受けており、本法人に対する寄付金は、所得税の優遇措置を受けています。

これに加え、本法人を条例で指定した地方公共団体では、個人住民税（県民税・市民税）の寄付金控除を受ける事ができます。

### 【1】所得税

|        | 所得控除   |
|--------|--|
| 概要     | 寄付金額から2千円を差し引いた金額が所得金額から控除できる制度。所得控除を行った後に所得金額に応じた税率を乗じて控除額を計算します。 |
| 寄付金控除額 | 寄付金額(※1)－2,000円  |
| 手続時期   | 確定申告時  |

※1 総所得額等の40%が上限となります。

### 【2】住民税

次の県・市にお住まいの方が寄付をした場合は、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。

※本法人を条例で指定した地方公共団体

大分県、別府市、宇佐市、日田市

#### 【控除額】

①大分県（県民税）…{寄付金額（総所得額等の30%が上限）－2,000円}×4%

②上記の3市（市民税）…{寄付金額（総所得額等の30%が上限）－2,000円}×6%

※県と市の双方に該当する場合は10%となります。

※寄付金の控除を受けるにあたり、当該県・市へ本学より寄付者名簿を提出いたしますので予めご了承ください。寄付者名簿には、寄付者氏名・住所・寄付金額・寄付金受領日が記載されます。

## ◆法人の場合

企業等の法人が行う学校法人別府大学への寄付金については、法人税の確定申告に際し、当該事業年度の損金に算入されますが、寄付金の種類により、下記のいずれかの優遇措置が受けられます。

### 【1】特定公益増進法人に対する寄付金

特定公益増進法人(学校法人等)に対する寄付金として寄付された場合は、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入することができます。

### 【2】受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金全額が当該事業年度の損金に算入できます。

※【2】の制度により、学校法人別府大学へご寄付頂く場合は事前に問合せ先にご連絡ください。

# 寄付者の顕彰

### ○ご芳名公表

ご厚意への感謝の意としまして、ご寄付いただいた皆様のご芳名を別府大学のホームページに掲載させていただきます。（ご希望されない方は公表いたしません）

### ○特別顕彰

50万円以上の寄付者の方には、別途個別に顕彰をさせていただきます。

### ご寄付に伴う個人情報の取り扱いについて

ご寄付により取得した個人情報につきましては、本学が行う事業活動、寄付金に係る事務処理、免税に係る事務手続き、本学から寄付者にご連絡する必要がある場合に利用させていただきます。

なお、個人情報の取り扱いにつきましては、十分に配慮いたします。

## お問い合わせ先

### 学校法人別府大学法人事務局財務部

〒874-8501 大分県別府市北石垣82

TEL 0977-67-0101（代表）FAX 0977-66-9696

E-mail bekeiri@po.d-b.ne.jp HP <http://www.beppu-u.ac.jp/>

電話受付 9：00～17：00（土日祝日を除く）